

滋賀県公安委員会定例会議会議録等

第1 日時

令和3年1月21日（木）午後1時30分～午後4時30分

第2 出席者

1 公安委員会

大塚委員長、高橋委員、北村委員

2 県警察

滝澤警察本部長、渋谷警務部長、笹井生活安全部長、時田刑事部長、熊谷交通部長、野村警備部長、田中首席監察官、山口警察学校長、狩谷情報通信部長

第3 議事の概要

1 協議事項

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案について

渋谷警務部長から、滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

2 報告事項

(1) 令和2年度第3四半期における会計監査実施結果について

渋谷警務部長から、令和2年度第3四半期における会計監査実施結果について報告があった。その際、北村委員から「会計担当者に対する指導をしていただきたい。」旨の発言があった。

(2) 育児により勤務時間に制約のある警察官に対する当直運用の在り方について

渋谷警務部長から、育児により勤務時間に制約のある警察官に対する当直運用の在り方について報告があった。その際、大塚委員長、高橋委員から「是非、この制度の運用を進めていただきたい。」、北村委員から「キャリアアップの機会となるので、支援していただくとともに推進をしていただきたい。」旨の発言があった。

(3) 令和3年度の執行体制協議結果について

渋谷警務部長から、令和3年度の執行体制協議結果について報告があった。

(4) 令和2年度第2回「ワーク・エンゲージメント調査」の実施結果について

渋谷警務部長から、令和2年度第2回「ワーク・エンゲージメント調査」の実施結果について報告があった。その際、**大塚委員長**、**北村委員**から「調査結果を生かした取り組みをしていただきたい。」、**高橋委員**から「職員の皆さんが誇りをもって仕事に取り組むことができるようにしていただきたい。」旨の発言があった。

(5) 令和2年中の苦情の受理及び処理結果について

田中首席監察官から、令和2年中の苦情の受理及び処理結果について報告があった。その際、**大塚委員長**から「適切に対応いただきありがたい。」旨の発言があった。

(6) 警察法第56条第3項に基づく報告について

田中首席監察官から、警察法第56条第3項に基づく報告について報告があった。

(7) 令和2年中の犯罪情勢について

笹井生活安全部長から、令和2年中の犯罪情勢について報告があった。その際、**大塚委員長**から、「警察が取り組む抑止対策に効果が現れており、有効な対策を継続していただきたい。」、**北村委員**から「職員の皆さんが犯罪抑止対策に取り組まれたことを感謝する。」旨の発言があった。

(8) 政治団体幹部らによる威力業務妨害事件について

野村警備部長から、政治団体幹部らによる威力業務妨害事件について報告があった。その際、**大塚委員長**から「発生に際し、迅速に対応をいただきありがたい。」、**高橋委員**から「地元の方々が困っている事件を早期に検挙をしていただきありがたい。」旨の発言があった。

(9) 令和3年度の警察学校における式典日程について

山口警察学校長から、令和3年度の警察学校における式典日程について報告があった。

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

交通規制課から、警察活動の課題等について報告があった。

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

警察から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容及び意見聴取並びに聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、14件について行政処分を決定した。

(2) 公安委員会に対する苦情の申出に係る処理結果について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出に係る処理結果について報告があり、これを了承した。

(3) 公安委員会に対する苦情の申出に係る回答について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出に係る回答について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(4) 行政不服審査法に基づく申出の受理について

警察から、行政不服審査法に基づく申出の受理について報告があり、これを了承した。

(5) 滋賀県情報公開条例の解釈運用の手引きについて

警察から、滋賀県情報公開条例の解釈運用の手引きについて報告があり、これを了承した。

(6) 滋賀県個人情報保護条例の解釈運用の手引きについて

警察から、滋賀県個人情報保護条例の解釈運用の手引きについて報告があり、これを了承した。

このページについてのお問い合わせ

滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室

電話：077-522-1231